

高額医療について

病気やケガで入院した場合に心配なのが医療費です。手術などをすると100万円以上の費用が掛かることもザラですが、このような時に力を発揮するのが健康保険の「高額医療制度」です。今回は高額医療制度について簡単に整理いたします。

※収入により区分分けされています(収入が多いほど負担が重い)

※自己負担(3割分など)の限度は月あたり下記額までとなります

※限度額を超える月の回数が4回目からこちらになります(前1年あたり)

所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分ア (標準報酬月額83万円以上の方) (報酬月額81万円以上の方)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
②区分イ (標準報酬月額53万円～79万円の方) (報酬月額51万5千円以上～81万円未満の方)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
③区分ウ (標準報酬月額28万円～50万円の方) (報酬月額27万円以上～51万5千円未満の方)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
④区分エ (標準報酬月額26万円以下の方) (報酬月額27万円未満の方)	57,600円	44,400円
⑤区分オ (低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

※医療費全額(10割分)

※自費診療は対象外です。 ※限度額を超える部分は立替え後に返金手続きが必要ですが、事前に申請すれば窓口で精算できる制度もあります。

☆ 編集後記 ☆

先日、親戚が住んでいる石川県で山菜取りをしてきました。ワラビ、つくし、こごみ、タケノコと朝から夕方までたらふく取りました。特にタケノコ取りは興奮しっぱなしで、写真のおばけタケノコを取った時は「とったどー！」と思わず叫んでしまったほどです(^)ただ実際に食べてみると他のタケノコに比べて硬く、また量もあって食べるのにひと苦労でした(T_T)



年甲斐もなくハッスルしました

みらい労働法務事務所

〒530-0053
大阪市北区末広町3-21 扇町センタービル6F
TEL: 06-6809-5092
FAX: 06-6809-5093
e-mail info@mirai-sr.com

-ホームページ-

みらい労働

検索



代表社会保険労務士
谷口 史晃